

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	吹田市スポーツ施設情報システム利用登録者ファイル
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市魅力部文化スポーツ推進室
個人情報ファイルの利用目的	スポーツ施設の予約管理、使用料の口座振替による収納及びそれらに関する各種事務に使用する。
記録項目	1氏名（団体名）、2住所、3電話番号、4生年月日、5性別、6勤務（在学）先、7口座情報、8登録番号、9利用種目、10システム利用暗証番号、11登録日（更新日）
記録範囲	「吹田市スポーツ施設情報システム利用登録申請書兼口座振替納入承認申請書」を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない
記録情報の経常的提供先	スポーツ施設指定管理者（各市民体育館、各スポーツグラウンド、武道館、総合運動場）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 （名 称）吹田市市民部市民総務室（情報公開担当） （所在地）〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	